

ご存じですか？ 児童手当

児童手当とは

児童手当は、12歳到達後最初の3月31日(小学校修了前)までの児童を養育している方に支給される制度です。

●児童手当の申請

出生、転入などにより新たに受給資格が生じた場合、市役所の窓口で「認定請求書」の提出が必要です。(公務員の方は勤務先に提出)
認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

(1)支給対象

児童手当などは、12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(小学校修了前の児童)を養育している方に支給されます。ただし、前年(1月～5月までの月分の手当については前々年)の所得が所得制限限度額以上の場合には児童手当などは支給されません。

(2)支給額

▼3歳未満の児童…一律1万円(月額)
▼3歳以上の児童…第1子と2子

は50000円(月額)、第3子は1万円(月額)

※児童手当の場合、18歳未満のお子さんのうち第何子に当たるかで金額が変わります。

(3)支払い時期

毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分まで支給されます。

(4)必要な書類

◇認定請求に必要な書類
・健康保険被保険者証の写しなど(請求者がサラリーマンなどで厚生年金などに加入している場合)
・児童手当用所得証明書(1月1日現在、牛久市に住所が無かつた方は、1月1日現在の住所地から前年分の児童手当用所得証明書を取り寄せてください)
※認定請求日が1月から5月までは、前々年分の児童手当用所得証明書

・銀行などの口座番号が分かるもの(請求者のもの)
・そのほか必要に応じて提出する書類があります。

(5)所得制限限度額

所得制限については、加入して

いる年金により限度額表に基づき判定されます。所得には一定の控除があり、支給対象になるかなど、詳しくは市児童福祉課までお問い合わせください。

●続けて児童手当を受ける場合は平成20年度児童手当現況届の提出が必要です

現在児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を6月以降も続けて受けられるかどうかを確認するものです。この届の提出がないと、6月分以降の手当がストップしてしまいます。

※「平成20年度児童手当現況届」は6月上旬に市児童福祉課から発送します。

◇現況届に必要な書類

・健康保険被保険者証の写しなど(請求者がサラリーマンなどで厚生年金などに加入している場合)
・児童手当用所得証明書(1月1日現在、牛久市に住所が無かつた方は、1月1日現在の住所地から前年分の児童手当用所得証明書を取り寄せてください)

児童扶養手当とは

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父親と生計を共にしていない児童の母、または母に代わってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

●児童扶養手当の申請

(1)支給対象

次のいずれかに当てはまる「児童」を監護(保護者として生活の面倒を見ていること)している母、または母に代わってその児童を養育している方(養育者が手当を受けることができます)。

◇支給の対象となる児童

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父が死亡した児童
- ③父が一定の障害の状態にある児童
- ④父の生死が明らかでない児童
- ⑤父が引き続き1年以上遺棄して



いる児童

⑥父が引き続き1年以上刑務所などに拘禁されている児童

⑦母が婚姻によらないで生まれた児童

⑧母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

※「児童」とは、18歳に達する日以降、最初の3月31日(18歳年度末)までにある児童をいいます。ただし、心身におおむね中度以上の障害(特別児童扶養手当2級と同程度以上の障害)がある場合は20歳未満までとなります。

(2) 児童扶養手当の額

◇全部支給

対象児童数

1人：月額4万1720円
2人：月額4万6720円
3人：月額4万9720円

◇一部支給

就労などによる収入のある方は、所得により手当額がきめ細かく設定されます。

(3) 児童扶養手当の支払月

毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月分まで支給されます。

(4) 必要な書類

◇認定請求書に必要な書類

認定請求書には、戸籍謄本や住

民票などを添付することになります。但し、手当を受ける方の支給要件によって添付する書類が異なりますので、市児童福祉課までお問い合わせください。

(5) 所得制限

受給資格者、その配偶者または同居(世帯分離している世帯を含む)の扶養義務者(父母・祖父母・子・兄弟など)の前年の所得が一定額以上であるときは、その年度(8月から翌年の7月まで)の手当の一部または全部の支給が制限されます。

●認定後の届出義務

認定を受けた方は以下のような届出義務がありますので、事由が生じたときは速やかに届け出てください。

◇現況届

この届を出さないと8月以降の手当が受けられなくなります。2年間この届を出さないと資格を失います。

※現況届は市児童福祉課から郵送します。(8月1日～31日までに提出)

◇資格喪失届

次のような場合は手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。

4月から児童扶養手当・児童育成手当の支給制限措置が始まりました！

4月から、受給資格者である母(父)に対する手当は、支給開始月から起算して5年または支給要件に該当した月から起算して7年を経過したとき(ただし、認定請求をした日に3歳未満の児童を監護する受給資格者については、児童が満3歳に達した月の翌月から起算して5年を経過したとき)は、政令で定めるところにより、手当額の一部が減額となる場合があります。

※対象者には、対象月の2カ月前に必要な書類を送付しますので、所定の期日までに必ず手続きを行ってください。

児童育成手当とは

前記の児童扶養手当は、母に支給される制度ですが、この手当は父に支給される制度です。

支給の対象となる児童および支給される要件、金額、所得制限などは、父と母の部分を置き換えるほか、ほぼ同じになります。詳しくは市児童福祉課までお問い合わせください。



問い合わせ 市児童福祉課 ☎873-2111内線1731または1733～1734